

※還付の場合、その分は均等割額に
充当（する・しない）。

※処理事項		整理番号	事務所	管理番号	申告区分
※処理事項		事項			
通信日付印		確認印	法人番号	申告年月日	
大野城市長様					
所在地 本市が支店等の場合は本店所在地と併記	(電話)		この申告の基礎		
(ふりがな) 法人名		事業種目		1. 法人税の修正申告書の提出による。 2. 法人税の更正、決定、再更正による。	
(ふりがな) 代表者氏名印		(ふりがな) 経理責任者氏		期末現在の資本金の額又は出資金の額 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 期末現在の資本金等の額	
年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の申告書 ※					
摘 要		課税標準		法人税割額	
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額		①		税率(100%) 税 額	
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額		②			
還付法人税額等の控除額		③			
退職年金等積立金に係る法人税額		④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①+②-③+④		⑤		十億 百万 千 円	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (5×23) 市町村市民税の特定寄附金税額控除額		⑥		0,0,0	
市町村市民税の特定寄附金税額控除額		⑦			
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		⑧			
外国の法人税等の額の控除額		⑨			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑩			
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩ 又は ⑥-⑦-⑧-⑨-⑩		⑪		0,0	
既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑫		0,0	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑬			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬		⑭		0,0	
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮	月	円×15/12	⑯
	既に納付の確定した当期分の均等割額				⑰
	この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑰				⑱
この申告により納付すべき市民税額 ⑭+⑱					⑲
⑲のうち見込納付額					⑳
差 引 ⑲-㉑					㉑
当市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		当市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数	
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち当市分の従業者数		
			人	人	
合 計		㉒	人 ㉓	㉔	
指定都市に申告する場合の⑯の計算	区 分	区コード	月数	従業者数	均等割額
					円
					0,0
					0,0
					0,0
					0,0
					0,0
					0,0
					0,0
					0,0
決算確定の日		年 月 日	法人税の申告書の種類		青色・その他
解散の日		年 月 日	翌期の中間申告の要否		要・否
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		円	法人税の申告期限の延長の処分の有無		有・無
この申告が中間申告の場合の計算期間		年 月 日から 年 月 日まで	銀行		支店
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		口座番号(普通・当座)		十億 百万 千 円	
還付請求税額					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額					
関与税理士署名押印		(電話)			

法人名		課税標準の分割に関する明細書 (その1)	事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①		() 円		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②				
還付法人税額等の控除額 ③				
退職年金等積立金に係る法人税額 ④				
差引計 ①+②-③+④ ⑤				
事務所又は事業所			分割基準及び分割課税標準額	
名 称	所 在 地	従業者数	分割課税 標準額	
		人	円	
合 計				